【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			GX 等の戦略分野国内生産促進税制の延長等
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税：義（国税 20）
		②	上記以外の税目	ー
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 戦略分野の国内投資を強力に推進する産業政策が各国で実施される中、戦略分野国内生産促進税制は、戦略分野のうち、総事業費が大きく、特に生産段階でのコストが高いもの（電気自動車等、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF、半導体（マイコン・アナログ））について、その生産・販売量に応じた税額控除措置を講じるもの。 ＜対象者＞ 青色申告書を提出する法人で、制度開始から令和9年3月 31 日までに、産業競争力強化法に基づき、産業競争力基盤強化商品（以下、基盤強化商品）の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（以下、事業適応計画）の認定を受け、新たに戦略分野の国内投資を開始した事業者であるもの。 ＜対象期間＞ 認定を受けた事業適応計画に記載された基盤強化商品の生産をするための新たに投資した半導体生産用資産又は特定商品（半導体を除く基盤強化商品）生産用資産（以下、新規投資設備）の取得等をして、これを国内にある事業の用に供した日から認定の日以後 10 年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度（以下、供用中年度）。 ＜税額控除額＞ 基盤強化商品ごとに定める措置単価に生産・販売量を乗じて計算した金額と、新規投資設備及びこれとともに基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に対する投資額の合計額とのいずれか少ない金額の合計額（控除上限は、供用中年度の調整前法人税額の 40%（半導体は 20%））。
				《要望の内容》 ・「日本成長戦略」や GX における「分野別投資戦略」に基づく、各分野の投資促進の必要性を踏まえ、対象物資等を見直しの上、延長等を行う。 　なお、中長期的な予見可能性の担保の観点から、租税特別措置の不適用措置に係る要件についての見直しを含む。
				《関係条項》 租税特別措置法第 42 条の 12 の 6 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 6

				租税特別措置法施行規則第 20 条の 10 の 2
5	担当部局			GX グループ環境政策課 GX 推進企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間： 令和 6 年度～令和 18 年度
7	創設年度及び改正経緯			令和 6 年度　創設
8	適用又は延長期間			各分野の投資促進の必要性を踏まえ、対象物資等を見直しの上、検討する。
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 “世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な分野の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略分野の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力強化・経済成長につなげる。
				《政策目的の根拠》 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、「成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要」とされている。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	1．経済構造改革の推進及び地域経済の発展、4．情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展、6．資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 〇　新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和5年6月16日） 各国では、戦略分野について、5年から 10 年にわたる初期投資にとどまらないランニングコストを含めた包括的支援が、既に実施又は予定されている。米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、予算・減税措置を行うこととした。欧州企業の中にはこれを踏まえて米国内での事業を検討する企業も出てきたことから、EUはこれに対抗する形で、EU域内での国家補助規制をGX分野の投資については緩和する方向で改正することを発表した。我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要である。
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	GX 実現に向けた投資促進策を具体化する「分野別投資戦略」で定めている対象物資毎の投資額目標（令和5年から 10 年程度の官民投資額の目標）を達成する。 ＜物資毎の投資額目標＞ 電気自動車等：約 34 兆円 グリーンスチール：約3兆円 グリーンケミカル：約3兆円 SAF：約1兆円 半導体：約 12 兆円

				なお、所期の達成目標（中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安保等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる）は、定性的な達成目標であったため、本税制措置の具体的な対象物資が定まったことを踏まえ、新たに対象物資毎の定量的な達成目標を設定。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって、戦略分野の国内生産に係る収益性を高め、日本国内における戦略分野の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなる。本租税特別措置を講じることによって、日本国内への企業立地・投資を促進するとともに、日本国内における戦略分野の世界市場でのシェア拡大を図ることで、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力強化・経済成長につながる。
10	有効性等	①	適用数	令和 6 年度：0 件 令和 7 年度：0 件 令和 8 年度以降：精査中
				【算定根拠】 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
		②	適用額	令和 6 年度：0 億円 令和 7 年度：0 億円 令和 8 年度以降：精査中
				【算定根拠】 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
		③	減収額	令和 6 年度：0 億円 令和 7 年度：0 億円 令和 8 年度以降：精査中
				【算定根拠】 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
		④	効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 今後の認定案件の実績を踏まえ、データを取得予定。
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって、戦略分野の国内生産に係る収益性を高め、日本国内における戦略分野の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなる。本租税特別措置を講じることによって、日本国内への企業立地・投資を促進するとともに、日本国内における戦略分野の世界市場でのシェア拡大を図ることで、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力強化・経済成長につながる。
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 米国の関税措置の影響など不安定な国際状況により事業見通しに不確実性が生じ、世界各国で見ると、GX 分野も含めて投資計画が後ろ倒しになっていることが要因と分析。 なお、認定期限である令和8年度末までの案件認定に向け、これまで全ての本税制対象分野の事業者から具体的な相談が寄せられてきており、引き続き対応していく。今後の認定案件の実績を踏まえ、分析を実施予定。

		⑤	税収減を是認する理由等	本租税特別措置を講じることによって、日本国内への企業立地・投資を促進するとともに、日本国内における戦略分野の世界市場でのシェア拡大を図ることで、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力強化・経済成長につながる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制は、生産活動の初期段階にある設備投資減税等ではなく、その後の生産・販売の段階に着目し、それを拡大すべく措置を講じるものである。長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって、戦略分野の国内生産に係る収益性を高め、日本国内における戦略分野の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなる。 なお、本税制措置の適用を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、それに加え、実際に税額控除措置の適用を受けるためには、産業競争力基盤強化商品の生産・販売を行った各事業年度終了後にその商品の販売数量等を申請し、主務大臣の確認を受ける必要がある。 GX 分野等における設備投資減税等は、生産基盤を保有する上では意義はあるものの、先進各国が自国内への企業の立地・投資を誘致する動きを強める中で、日本の経済成長や産業競争力強化のためには、国内における生産の拡大や需要開拓を通じた販売の拡大を行うことが重要である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置と同様の政策目的・対象物資に係る税制上の措置や予算事業等の他の支援措置はない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	ー
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 5 年 8 月（R5 経産 03）